

愛媛労発基 0330 第 13-1 号
平成 30 年 3 月 30 日

団体の長 殿

愛媛労働局長



愛媛第 13 次労働災害防止推進計画について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より労働行政の運営に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、平成 30 年 2 月 28 日付けで、2019 年度から 2022 年度までの 5 年間に国が重点的に取り組むべき労働災害防止対策等を示す第 13 次労働災害防止計画（以下「13 次防」という。）を策定したところですが、愛媛労働局では、13 次防に基づき、県下の情勢を踏まえて、県下で重点的に取り組む事項を定める「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画」（以下「推進計画」という。）を、別添のとおり策定いたしました。

推進計画では、2022 年までに、死亡災害については、撲滅を目指しつつ「過去最少（平成 26 年 10 人）を更新する 9 人以下」、休業 4 日以上之死傷災害については、「過去最少（平成 27 年 1,405 人）を更新し 1,300 人台とするため、2017 年と比較して 8%以上減少」を目標とする等の目標を掲げ、製造業、建設業、林業、道路貨物運送業、第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）を重点業種として推進する対策を示すとともに、重点とする災害（転倒災害、熱中症等）に対する対策を示しています。また、メンタルヘルス対策など重点とする労働者の健康確保対策等も示しています。

さらに、企業、業界単位での取組の強化として、関係業界団体や労働災害防止団体、企業団体、地方や国の行政機関等との連携による対策の推進を重点としているものです。

つきましては、この「推進計画」の内容を貴団体会員に御周知いただきますとともに、引き続き、「推進計画」の目標の達成に向けた連携の推進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

あわせて「13 次防」に係るパンフレットを同封しますので御参照ください。

